

## 情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本基本方針は、国の災害対策の基幹である農業保険制度の実施主体として、三重県農業共済組合（以下、「本組合」という。）が、本制度の目的の遂行のため保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、情報システムを安全かつ安定的に稼働させるために実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産を外部および内部からのさまざまな脅威から保護することであり、情報資産の機密性、完全性、及び可用性を維持することをいう。

#### (4) セキュリティポリシー

本基本方針及び情報管理規則（情報管理規則細則含む）を合わせたものをいう。

#### (5) 機密性

情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることをいう。

#### (6) 完全性

情報および処理方法の正確さおよび完全である状態を安全防護することをいう。

#### (7) 可用性

認可されたユーザーが、必要時に情報資産にアクセスできることを確実にすることをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等。

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の提供サービスの障害からの波及等。

#### 4 適用範囲

本基本方針は本組合の情報資産およびこれに関連する施設・設備等ならびに、役員、職員（嘱託職員・臨時職員等を含む）および外部委託業者を含む、本組合の情報資産を利用するすべての者を適用範囲とする。

#### 5 役職員の遵守義務

役員及び職員（嘱託職員・臨時職員等を含む）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報管理規則を遵守しなければならない。

#### 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威（リスク）から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### （1）組織体制

本組合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全体的な組織体制を確立する。

##### （2）情報資産の分類と管理

本組合の保有する情報資産は機密性、完全性及び可用性に応じた情報セキュリティ対策を行う。

##### （3）物理的セキュリティ

サーバ等、通信回線等及び職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

##### （4）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

##### （5）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

##### （6）運用

情報システムの監視、セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

#### 7 情報セキュリティの自己点検の実施

セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの自己点検を実施する。

#### 8 セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティの自己点検の結果、セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、セキュリティポリシーを見直す。

## 9 情報管理規則等の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、情報管理規則を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ情報管理規則細則を策定する。

## 10 改正手続

この方針の改廃は、理事の過半数によって定める。

## 11 実施

この方針は平成30年4月1日より実施する。